

春日部市における特定随意契約の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約を公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定随意契約 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第32条の2に定める手続きにより行う随意契約をいう。
- (2) 課等 春日部市物品規則（平成17年規則第123号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (3) 課等の長 春日部市物品規則第2条第2号に定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、令に定めるところによる。

(対象となる契約)

第3条 特定随意契約の対象となる契約は、春日部市契約規則第31条各号に定める額を超えるものとする。

(名簿の作成)

第4条 特定随意契約の対象となる事業者については、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において、特定随意契約対象者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、対象となる物品又は提供を受ける役務（以下「物品等」という。）を明記しなければならない。

- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者において製作された物品及び提供できる役務 福祉部障がい者支援課
- (2) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設において製作された物品及び提供できる役務 福祉部生活支援課
- (3) シルバー人材センター若しくはシルバー人材センター連合又はこれらに準ずる者より提供を受ける役務 福祉部高齢者支援課
- (4) 母子・父子福祉団体又はこれに準ずる者より提供を受ける役務 こども未来部こども

育成課

(5) 市の認定を受けた者が新商品として生産する物品又は新役務の提供 環境経済部観光振興課

2 名簿に掲載する内容について変更が生じたときは、名簿登載者からの届出により、速やかに変更しなければならない。

(発注見通しの公表)

第5条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、翌年度の予算確定後、速やかに発注見通し一覧(様式第1号)を、契約課長に提出しなければならない。

2 契約課長は、毎年、上半期及び下半期に、発注することが見込まれる特定随意契約の案件について、発注見通し一覧により、市政情報室において公表するものとする。

(契約締結前の公表)

第6条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、当該契約の申込みの誘引を行う前までに、特定随意契約案件表(様式第2号)を市政情報室において公表するものとする。

2 前項の規定は、発注する年度の途中において、新たに調達する物品等として追加された案件も併せて行うものとする。

(契約締結状況の公表)

第7条 特定随意契約を締結した課等の長は、契約締結後、速やかに特定随意契約結果表(様式第3号)を市政情報室において公表するものとする。

(公表する期間)

第8条 第5条から前条までの公表は、当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特定随意契約の公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(春日部市における特定随意契約の公表に関する要綱の廃止)

2 春日部市における特定随意契約の公表に関する要綱(平成30年3月30日制定)は、廃止する。

特定随意契約案件表

No	公表事項	内容
1	物品又は役務の名称	
2	概要	
3	履行期間	
4	契約を予定する日	
5	契約の相手方の決定方法 及び選定基準並びに申請 方法	
6	契約担当部局の名称 (問い合わせ先)	
7	特記事項	

特定随意契約結果表

No	公表事項	内容
1	物品又は役務の名称	
2	概要	
3	履行期間	
4	契約締結日	
5	契約の相手方の名称 及び所在地	
6	契約担当部局の名称 (問い合わせ先)	
7	契約金額	
8	特記事項	